

令和5年3月2日

社会医療法人 凌雲会

行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日から2026年3月31日まで
2. 内 容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・1年度に1人以上取得すること
女性職員・・・取得率100%を維持すること

<対策>

- 令和5年10月 育児・介護休業法改正について役職者研修会を実施
- 随時 男性職員の配偶者が出産した場合、育児休業取得についてのパンフレットを配布、説明する

目標2：年次有給休暇取得率を65%以上とする。

<対策>

- 毎月末 部署毎の取得状況を責任者へ報告、取得未達成者への取得促進を促す
- 各年 4月 前年度の取得状況を取りまとめる